

令和6年度

放課後児童クラブ 利用申込みのしおり

定員を大きく上回る申込みがあった際は、必要に応じて入所選考を行う場合があります。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

湯沢市 子ども未来課児童福祉班

1. 放課後児童クラブについて

●目的

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。

●開所日時

平日（月～金曜日）	放課後～18：30
土曜日・学校振替休業日・長期休業日	7：30～18：30

●閉所日

- 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 自然災害等で学校が休校または一斉下校となる日など

●利用対象児童

湯沢市内の小学校に就学している児童

●利用の要件

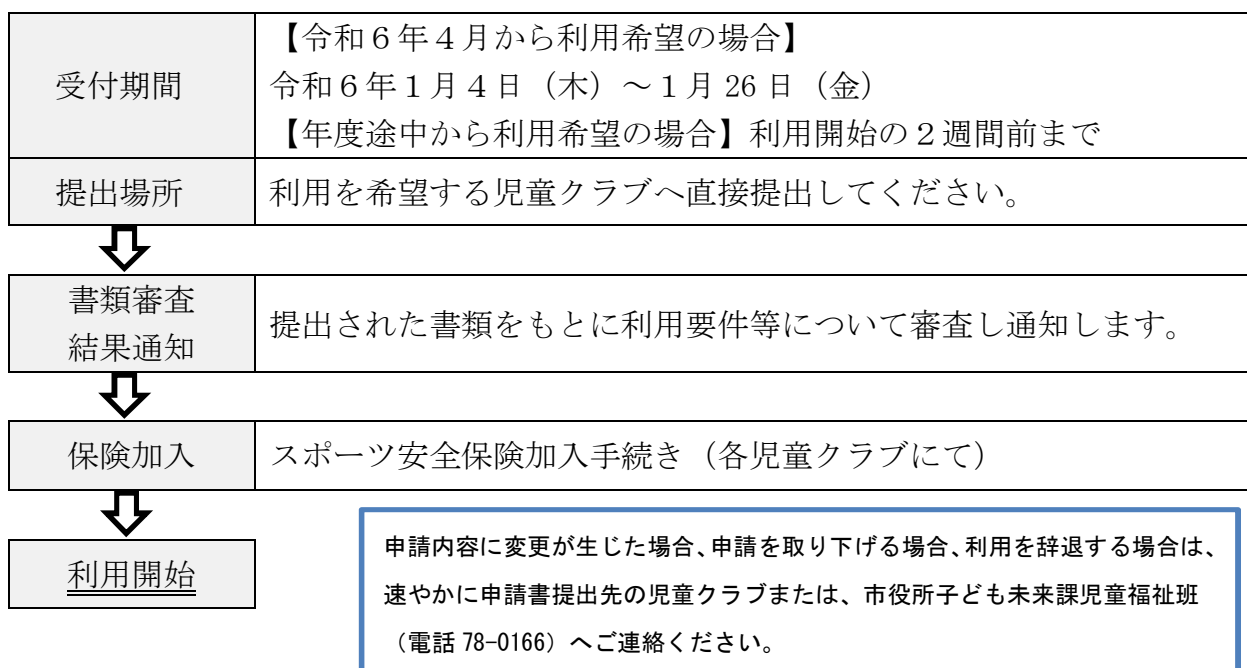
児童の保護者がどちらも次のいずれかの要件に該当するため、放課後や長期休業日などに児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居親族が児童を保育することができないと認められる場合。

利用要件		利用できる期間
①就労	常時、仕事をしている	令和7年3月31日まで ※有期雇用の場合、最終雇用日の属する月の末日まで
②介護	長期にわたり病気や障がいのある親族を介護している	
③障がい・疾病	病気やけがをしている又は心身に障がいがある	
④災害復旧	災害復旧に従事している	
⑤出産	母親が出産の前後である	産前産後休暇期間
⑥育児休業 (継続利用の場合)	育児休業を取得している ※現に児童クラブを利用中である場合に限り利用可能です	育児休業期間
⑦職業訓練等	資格取得・就業のため、訓練・通学している ※訓練・通学を要しない求職活動は対象となりませんのでご注意ください	修了予定日の属する月の末日まで
⑧その他	上記に類する状態で市長が必要と認める場合	

●実施場所及び申込場所

学 区	児童クラブ名	定員	住 所	電話番号
湯沢東	岩崎児童クラブ	40	岩崎字寝連沢 1-10 (旧岩崎小学校内)	73-3490
	祝田児童クラブ	40	字祝田 154-1 (祝田放課後児童健全育成施設)	72-1811
	児童クラブさくらっ子	35	字沖鶴 69-5 (湯沢市文化交流センター内)	090- 3759-2194
湯沢東 湯沢西	ふたば学童クラブ	40	表町四丁目 5-23 (ふたば子育て支援センター 2階)	56-6248
湯沢西	湯沢南児童クラブ	80	千石町二丁目 4-8 (湯沢市南部文化交流センター隣)	72-8456
	若草学童クラブ	35	清水町二丁目 3-3 (湯沢若草幼稚園内)	73-6738
	三関・須川児童クラブ	40	関口字堀量 68 (旧三関小学校内)	56-8070
	※三関及び須川地区の児童は当クラブへの申込みにご協力ください。			
山 田	深堀ぐんぐんキッズ	30	深堀字高屋敷 58-3 (深堀保育園内)	72-2512
稲 川	稲川児童クラブ (いなかわキッズ)	80	川連町字大関下 11-4 (稲川小学校隣)	56-5203
雄 勝	小野児童クラブ	40	小野字油屋敷 15 (小野地区センター)	52-2590
	秋ノ宮児童クラブ	40	秋ノ宮字山岸 146 (秋ノ宮地区センター)	55-2862
	院内児童クラブ	40	下院内字田用橋 61 (院内地区センター)	52-2498
	ワンパクハウス	40	横堀字小田中 5-2 (横堀交流センター 2階)	56-5277
皆 瀬	皆瀬児童クラブ	40	皆瀬字下菅生 32 (特別養護老人ホームふれあいの里内)	58-4155

2. 申込み～利用開始までの手続きについて



3. 提出書類について

●提出するもの

- ア. 放課後児童健全育成事業利用申請書（児童1人につき1枚）
- イ. 利用要件を証明する書類（父母及び同居する65歳未満（昭和35年4月2日以降生まれ）の祖父母分、1世帯につき1枚ずつ）

利用要件	提出書類
①就労	・就労証明書 ※自営業の場合は、経営者が証明した証明書と自営の証明書類の写し（確定申告書、収支内訳書、開業届等）を添付してください。詳しくは「記入例」をご覧ください。
②介護	・介護・看護に関する申立書 ・介護している対象者の障害者手帳、介護保険証の写し等、介護が必要な状況が分かる書類
③障がい・疾病	・疾病・障害に関する申立書 ・診断書または障害者手帳等の写し
④災害復旧	・災害復旧に関する申立書 ・り災証明書
⑤出産	・妊娠・出産に関する申立書 ・母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の分かるページ）
⑥育児休業	・育休期間の記載がある就労証明書
⑦職業訓練等	・就学（職業訓練）に関する申立書 ・資格取得・就業のため、訓練・通学していることが確認できる書類
⑧その他	・内容により、必要に応じてご準備いただきます

4. 利用料について

無料

5. おやつ代等実費負担について

各児童クラブへご確認ください

※スポーツ安全保険は利用する児童クラブの所属で加入しますので、年度途中で利用する児童クラブを変更する場合は、改めて保険料がかかります

6. 入所の決定について

児童クラブへの入所決定は、ご提出いただいた書類等をもとに「湯沢市放課後児童クラブ入所事務取扱基準」に基づき行います。申込順や抽選ではありません。入所決定は通知書でお知らせします。選考結果により第1希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。クラブ名は、第2、第3希望までご記入ください。

定員を上回った場合は、上記基準に基づき、利用の要件を満たしている小学校1年生から順に入所決定します。

7. 申請に関するお願いについて

児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図るところです。放課後の時間帯に保育に欠ける児童、より保育を必要としている児童が利用できるよう、以下に該当する場合はご家庭での保育をお願いいたします。

- 保育に協力可能な親族が近くにいる。
- 留守番ができる等、自宅で過ごすことが可能。

「お友達が児童クラブを利用しているから」等といった理由による申込はご遠慮ください。なお、個別に入所の必要性について聞き取りを行う場合がありますのでご協力ください。

8. 利用承諾の取り消しについて

次のいずれかに該当すると認められる場合、児童クラブの利用承諾を取り消す場合があります。

- 利用児童が、保護者等による適切な保育を受けることが可能になったとき
- 理由なく複数月に渡って一度も利用がない場合（長期休業時のみ利用を除く）

- 利用児童の保護者が虚偽の申請、その他不正な手段により利用承諾を受けたとき
- 利用児童が児童クラブ内で集団の規律を著しく乱し、または他利用児童の生活を著しく阻害するとき
- 児童クラブの運営上、支障があると認められるとき

9. 児童クラブの退所について

利用承諾期間の途中で退所する場合は、「放課後児童健全育成事業利用辞退届」を利用先の児童クラブに提出してください。

10. その他（注意いただきたいこと）

利用児童の障がいや、疾病、アレルギー等、児童クラブでも配慮が必要な事項については、申請書に忘れずご記入ください。児童クラブで記載内容等について確認させていただく場合があります。

11. 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
福祉保健部子ども未来課 児童福祉班
電話：0183-78-0166（直通）